

<b>V 通級による指導における教育課程編成の基本</b>	
第1章 教育課程と編成の基本的要素	205
第1節 教育課程の特例	
第2章 教育課程編成の原則	206
第1節 地域や学級の実態への考慮	
第2節 児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等への考慮	
第3章 教育課程の編成及び実施に当たって特に留意すべき事項	208
第1節 授業時数	
第2節 指導内容	
第3節 通級による指導の記録	
第4節 通常の学級との連携と協力	
第4章 教育課程編成の要点	209
第1節 「通級の個別の指導計画」の作成	
第2節 作成手順	
第3節 「通級の個別の指導計画」の作成に当たって留意すべき事項	
第4節 指導と学習評価	
<b>VI 通級による指導における教育課程の編成</b>	
第1章 通級による指導（難聴・言語障害）	214
第1節 教育課程の編成	
第2節 個別の教育支援計画（教育支援プランA）及び個別の指導計画（教育支援プランB）作成	
第3節 教育課程編成及び指導計画作成のための資料	
第2章 通級による指導（発達障害・情緒障害）	280
第1節 教育課程の編成	
第2節 個別の教育支援計画（教育支援プランA）及び個別の指導計画（教育支援プランB）作成	
第3節 教育課程編成及び指導計画作成のための資料	
<b>【巻末資料】</b>	
○埼玉県幼稚園、小・中学校教育課程検討委員会報告	332
○埼玉県高等学校・特別支援教育教育課程編成要領の改訂について（報告）	
○様式集（教育支援プランA・教育支援プランB，学習指導案）	
○関係法規等	
○用語解説	
○埼玉県特別支援教育教育課程編成要領 <sup>(2)</sup> 小学校及び中学校 特別支援学級・通級による指導編 改訂協力準備委員（平成29年度）・改訂協力委員（平成30年度）名簿	



# V 通級による指導における教育課程編成の基本

## 第1章 教育課程と編成の基本的要素

### 第1節 教育課程の特例

#### 1 通級による指導とは

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍し、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのある比較的障害の程度が軽度である児童生徒を対象として、特別の教育課程を編成し、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

#### 【通級による指導の対象となる者】

学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する児童（特別支援学級の児童を除く。）  
言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、  
注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

#### 2 特別の教育課程の編成（小学校学習指導要領 第1章第4の2の(1)のウ）

障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）、第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）並びに第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、小学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる。（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第7号、平成18年文部科学省告示第54号、平成19年文部科学省告示第146号、平成28年文部科学省告示第176号）。

#### 3 今回の学習指導要領等改訂について

今回の改訂では、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合について、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」という規定が新たに加わった。

したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の6区分27項目の内容を参考とし、小学校学習指導要領解説総則編第3章第4節の2(1)②で述べられているように、児童一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画（以下、「通級の個別の指導計画」とする）を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。このことについては、中学校においても同様である。

なお、「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）において、それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた趣旨が、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と改正された。

つまり、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されたところである。（※自立活動の詳細については、特別支援学校学習指導要領及び「埼玉県特別支援教育教育課程編成要領(1)特別支援学校編（平成31年度発行）」を参照。）

#### 4 授業時数について

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準としているほ

か、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間から280単位時間までを標準としている。

## 5 教師間連携について

また、「その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」とは、児童（生徒）が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師が随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことである。

## 6 他の小・中学校等で通級による指導を受ける場合（他校通級）

児童（生徒）が在籍校以外の小学校（中学校）又は特別支援学校の小学部（中学部）において特別の指導を受ける場合には、当該児童（生徒）が在籍する小学校（中学校）の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができる（学校教育法施行規則第141条）。

児童（生徒）が他校において指導を受ける場合には、当該児童（生徒）が在籍する小学校（中学校）の校長は、特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上で、教育課程を編成するとともに、定期的に情報交換を行うなど、学校間及び通級による指導の担当教師間の連携を密に教育課程の編成、実施、評価、改善を行っていく必要がある。

なお、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（平成29年3月）により、通級による指導のための基礎定数が新設され、指導体制の一層の充実が図られている。

# 第2章 教育課程編成の原則

## 第1節 保護者、地域や在籍学級の実態への考慮

通級による指導においては、児童生徒の在籍学級の実態も把握し、指導内容の組織、授業時数の設定、児童生徒が通級指導校まで通う時間や交通手段、保護者の意向、通級による指導を受ける場合の手続きや留意事項等を明確にしておく必要がある。

また、児童生徒が自己肯定感をもって充実した学校生活を送るためには、通級による指導の担当教師が在籍校（学級）や保護者と連携、協力することが必要である。

通級指導教室の目標は「在籍学級での適応」である。そのためには、保護者、在籍校（学級）通級による指導の担当教師がともに考え、適切な支援や指導を共有していくことが必要になる。そのよりどころとなるのが、教育支援プランA・教育支援プランB並びに通級における指導計画である「通級の個別の指導計画」である。これを基に在籍校の訪問（児童生徒観察等）時に在籍校の担任や特別支援教育コーディネーター、管理職、保護者との話し合い、在籍校、家庭での有効な支援や指導を探っていくことが大切である。

### (1) 在籍校（学級）との連携

担任会、連絡帳、在籍校訪問、面談、教育相談による連携が中心になる。定期的に電話や連絡帳で情報を共有しながら、通級指導教室の授業参観も計画し、教材の共有化を図るとよい。

#### ① 担任会（例）

年3回程度実施する。1回目は年度初めに実施し、教室運営のことや、通級による指導の事務手続き、「通級の個別の指導計画」について説明する。2回目は夏期休業中に個別に実施し、在籍校や通級指導教室での様子等についての情報交換や、2学期の調整を行う。3回目は年度末に実施し、評価と課題を明らかにし、次年度に向けて話し合う。

#### ② 在籍校訪問（例）

教育委員会、設置校校長と相談して、計画する。行動を観察すると共に在籍校で作成した教育支援プランA、教育支援プランB、そして「通級の個別の指導計画」を基に情報交換しながら共通理解を図る。

#### ③ 教育支援プランA、教育支援プランBと「通級の個別の指導計画」

在籍校で作成された教育支援プランAと教育支援プランBの中の一部に「通級の個別の指導計画」がある。「通級の個別の指導計画」は、在籍校で作成した教育支援プランA・Bにある特別な教育的ニーズ及び指導目標を踏まえて作成する。また、通級指導教室において有効であった指導については、積極的に在籍校へ情報提供をしていく。

【教育支援プランA，教育支援プランB，「通級の個別の指導計画」について】

① 教育支援プランA	長期的な視点で関係機関が連携して支援するための計画	在籍校で作成
② 教育支援プランB	児童生徒の教育的ニーズを在籍学級での具体的な支援に反映させるための計画	在籍校，在籍学級で作成
③ 「通級の個別の指導計画」	通級による指導において自立活動の指導を行うための個別の指導計画	通級指導教室で作成

(2) 保護者との連携

授業参観，連絡帳，保護者会，面談，教育相談が中心となる。授業参観，保護者会，面談，教育相談は，通級指導教室での様子について，連絡帳では伝えきれない部分を伝えることができる機会となる。また，保護者が放課後の通級による指導時間を希望する場合があるが，原則として学校の授業時間帯の中に指導時間を計画すること，在籍校での授業を一部変えてでも特別な教育課程による指導が必要であることを説明し理解を得るようにする。

① 保護者会（例）

年3回程度実施する。1回目は指導開始前に，通級指導教室の運営や指導方針，「通級の個別の指導計画」を説明する。2回目は夏期休業中を利用し，研修会を行い共通理解や支援，指導法の向上を図ると良い。3回目は年度末に「通級の個別の指導計画」の中・長期目標の評価・指導報告書をもとに次年度について個別に話し合う。

② 「通級の個別の指導計画」・指導報告書

実態を正しく把握し，何を優先的に取り組み，どの部分を伸ばしたかを説明する。学期末では，「通級の個別の指導計画」の短期目標の評価や指導報告書を基に伸びた点や改善点等を振り返り，今後の指導について話し合う。年度末には中・長期目標の評価と指導報告書をもとに次年度について話し合う。

③ 面談

申し込み制とし，申込票を活用すると有効である。

【申込票の例】

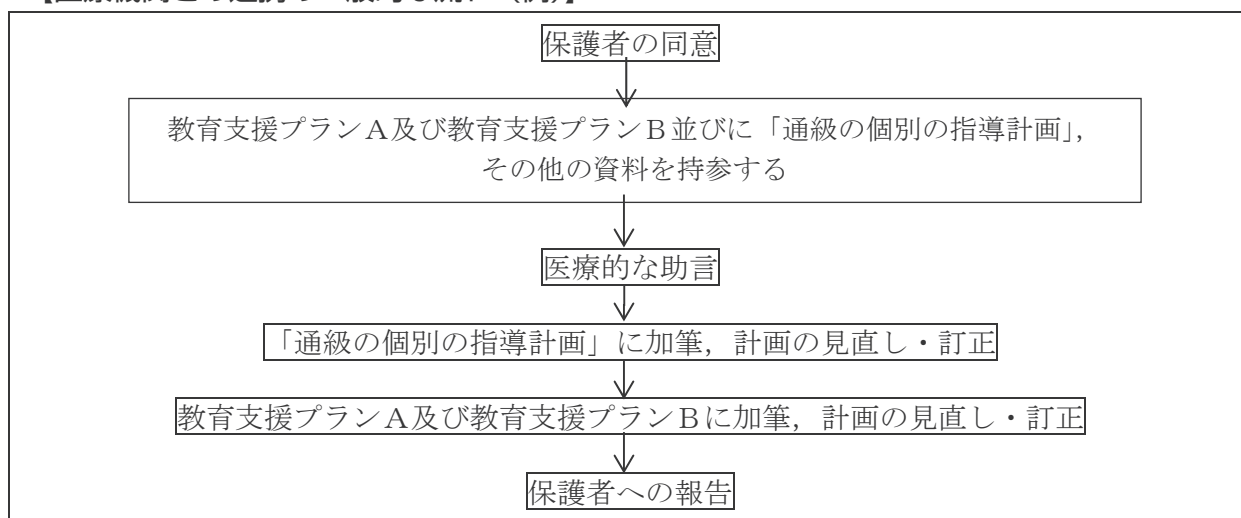
教育相談申込票		月	日		
児童（生徒）氏名		保護者名		電話	
相談日	月	日（ ）	時から	時まで	
相談内容					
.....					
.....					

(3) 医療機関との連携

医療機関との連携に当たっての留意点は以下の通りである。

- ・ 保護者に医療機関への受診を勧める場合には，児童生徒の特性について保護者と共通認識をもった上で行う。
- ・ 医師との間で情報交換を行う場合は保護者の了解を必ず得ておく。
- ・ 診断と投薬は医師が行う。

### 【医療機関との連携の一般的な流れ（例）】



#### (4) 近隣（地域）の通級指導教室との協力

通級による指導に効果的な支援・指導法や教材・教具等についての情報交換を行い，さらなる向上に努める。また，教育委員会や校長の指導を受け，学習会や研究授業会を開催する。

### 第2節 児童生徒の障害の状態及び発達段階や特性等への考慮

通級による指導の対象となる児童生徒の障害の状況は多様であり，個人差が大きい。また，個々の児童生徒においては，心身の発達の諸側面に不均衡が見られることもある。したがって，一人一人の障害の状態や発達段階を的確に把握し，これに応じた適切な指導が行われるよう十分配慮しなければならない。

個々の児童生徒の障害の状態とそれに起因する発達の遅れに目が向きがちであるが，一人一人の児童生徒の長所や能力，興味・関心や性格，さらに進路などにも注目することが大切である。

つまり，児童生徒の実態などを適切に把握し，個々の特性や課題についても十分配慮しながら，より適切な教育課程の編成に努めることが重要である。

## 第3章 教育課程の編成及び実施に当たって特に留意すべき事項

### 第1節 授業時数

通級による指導を受ける場合，障害の状態等に応じた指導を小・中学校の教育課程に加えるか，又はその一部に替えて行うことになる。この場合，通級による指導を受ける児童生徒の総授業時数については，小・中学校の各学年の総授業時数に準ずるなどして，その障害の状態等を十分に考慮し，当該児童生徒の週当たりの授業時数が負担が過重とならないような配慮が必要である。

### 第2節 指導内容

通級による指導として，障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導，すなわち，自立活動に相当する指導を行う場合には，その指導内容等については，特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考として実施することとなる。通級による指導として自立活動に相当する指導を行う場合，内容については，特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されていることから，その内容を取り入れて，障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を行うことである。

### 第3節 通級による指導の記録

#### 1 通級による指導の記録

記録を適正に管理すると同時に，当該児童生徒が在学する学校に対して，当該記録の写しを通知しておく必要がある。これらを通じて，在籍校と通級による指導の実施校との連絡調整が行われることとなっている。

「障害のある児童生徒の就学について」（平成14年5月27日付け14文科初第291号初等中等教育局長通知）では「他の学校の児童生徒に対し通級を行う学校においては，適切な指導を行う上

で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること」としており、具体的な記載事項は、各学校において適切に判断することになる。例えば、氏名、在学学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記載することが考えられる。

## 2 指導要録の記載について

13文科初第193号「小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録，高等学校生徒指導要録，中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録，中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について（通知）（抄）」において、⑤児童の成長の状況にかかわる総合的な所見では「なお、通級による指導を受けている児童については、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する。」と明記されている。

その後、平成22年5月11日22文科初第1号「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」においては、〔2〕指導に関する記録にて、「通級による指導を受けている児童生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する。通級による指導の対象となっていない児童生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を記入する。」と明記されている。

これを受けて、通級による指導を受けている児童生徒については、成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録の「総合所見及び指導上参考になる諸事項」の欄に通級による指導を受ける学校名、通級による指導の週当たり（月当たり）の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する。指導要録の記入については在籍学級の担任が行う。通級による指導の担当教師は、指導の記録に基づき、指導要録に記入する内容をまとめ、年度末の指導報告書とともに在籍校校長に提出する。

### 【指導要録への記入例】

〇〇立〇〇学校 発達障害・情緒障害 通級指導教室 週（月）〇時間通級 平成〇年4月〇日～平成〇年3月〇日 自立活動でコミュニケーションの指導を受ける
--

## 第4節 通常の学級との連携と協力

通級による指導の担当教師が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）担任との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分配慮されることが重要である。通級による指導では、在籍学級以外の場所で他の教師からの指導も受けることから、その効果を上げるためにも在籍学級における配慮が欠かせない。それらを適切に行うためにも両者間での連携協力が必要である。（※詳細は、『通級による指導の手引き』文部科学省、改訂版 p.32を参照）

## 第4章 教育課程編成の要点

### 第1節 「通級の個別の指導計画」の作成

#### 1 教育支援プランAや教育支援プランB並びに「通級の個別の指導計画」の作成と活用

今回の学習指導要領改訂では、総則のほか、各教科等の指導において、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」として、当該教科等の指導における障害のある児童生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定された。

このことを踏まえ、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒などの各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な教育支援プランBの作成に努める必要がある。

通級による指導において、特に他校で通級による指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、教育支援プランBに基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

各学校においては、教育支援プランAと教育支援プランBを作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続きなどを整理し、共通理解を図ることが必要である。また、教育支援プランAと教育支援プランBについては、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠である。

## 2 「通級の個別の指導計画」の作成（『通級による指導の手引き』文部科学省，改訂版p.118）

通級による指導は，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することが主たる目的であり，基本的には児童生徒一人一人の障害の状況や，発達の段階等に即した指導目標の設定や指導内容・方法等の配慮が必要である。このため，必要に応じて「通級の個別の指導計画」を作成し，児童生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法等を考えることが有効であると考えられる。

こうした教育支援プランAと教育支援プランBの作成・活用システムを校内で構築していくためには，障害のある児童生徒などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく，全ての教師の理解と協力が必要である。学校運営上の特別支援教育の位置付けを明確にし，学校組織の中で担任する教師が孤立することのないよう留意する必要がある。このためには，校長のリーダーシップのもと，学校全体の協力体制づくりを進めたり，全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして，教師間の連携に努めていく必要がある。

## 3 自立活動の指導

通級による指導の主たる指導は自立活動の指導である。自立活動の指導は，個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。そのため，自立活動の指導にあたっては，個々の児童生徒の実態を的確に把握し，個別に指導の目標や具体的な指導内容を定めた「通級の個別の指導計画」を作成する。通級による指導においては従来から，個々の児童生徒の状態や発達の段階等に応じた指導をこれまで以上に充実するために「通級の個別の指導計画」を作成しているところであるが，児童生徒の指導目標及び指導内容・方法，評価の個別化を図っていくことがますます重要となる。

### 第2節 「通級の個別の指導計画」の作成手順

#### 1 作成手順

作成に当たっては，自立活動の内容の中から個々の児童生徒に必要な項目を選定し，それらを相互に関連付け，具体的に指導内容を設定する。

- (1) 個々の児童生徒について，障害の状態，発達や経験の程度，興味・関心，生活や学習環境などの実態を的確に把握する。
- (2) 実態把握に基づき，長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し，それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げる。

#### 2 「通級の個別の指導計画」の作成

通級による指導について，児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標や指導内容・方法・計画を記述したものが「通級の個別の指導計画」である。計画に基づき，支援及び指導を行い，その結果を次のステップに生かすことが重要である。「通級の個別の指導計画」の作成の例は以下ようになる。

##### (1) 実態把握

「通級の個別の指導計画」を作成するにあたり，実態を正確に把握することが重要である。

##### ① 面談での実態把握

###### ア 本人・保護者

本人が困っていること，何を改善し，どのようにになりたいかを話し合い，本人や保護者の教育的ニーズを把握する。主訴，長期目標や短期目標をおさえて話し合う。行動面の背景には，様々な要因が考えられることもある。生活環境，家庭環境等の違い等が背景に出る場合もある。その意味でも，家庭での状況や保護者の養育態度を理解することは重要である。

###### イ 在籍学級担任

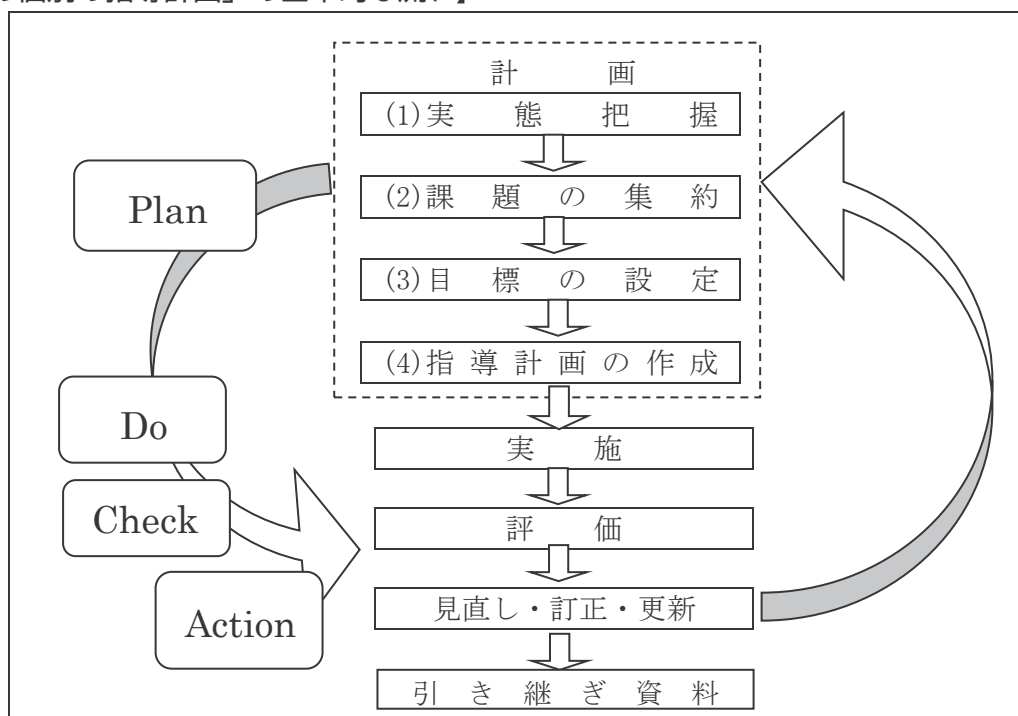
在籍学級担任が困っていること，何をどのように改善したいのかを話し合い，在籍学級担任の願いを把握するとともに，主訴や長期目標，短期目標を踏まえて話し合う。学校や在籍学級の物理的な環境，人的な環境等についても把握する。

##### ② 在籍校での授業参観（行動観察）

児童生徒がどのような場面や状況でつまずいたり，困ったりしているのかを観察する。また，休み時間の様子，テストやノートの記入，絵や作品等の記録をとる。この記録を個別式知能検査等の分析と関連させることで，実態把握に有効となる。



## 【「通級の個別の指導計画」の基本的な流れ】



### ③ 個別式知能検査等での分析

通級指導教室で指導するにあたり、個別式知能検査等を活用することも大切である。

個別式知能検査等は、全般的な知能の水準や児童生徒の認知処理過程の特徴が把握されるため、児童生徒の得意な能力を生かした指導方法を探ることができる。

ただし、検査の結果に当たっては、保護者に目的や結果から得られた情報の活用や管理について十分な説明を行い、了解を得なければならない。

また、結果については、児童生徒への理解に役立つことを目的として、十分な配慮のもと、保護者に伝えることが大切である。

### (2) 課題の集約

児童生徒の特性と困難さを三つ程度まとめて、目標設定の方向性を定め、主となる指導方針を決める。

### (3) 目標の設定

#### ① 中・長期目標

保護者や在籍学級担任の願い、優先的に取り組んで欲しい内容と児童生徒の課題を集約したものを総合的に検討し、目標を設定する。長期目標の期間は一年間、途中のものは中期目標として残りの月数で達成可能なものにする。

#### ② 短期目標

中・長期目標を達成するために学期ごとの目標を具体的に設定する。活動内容に応じて達成度が判断しやすいように数値化を図るなどして、できるだけ具体的な表現で示す。

### (4) 指導計画作成

#### ① 内容の検討

「通級の個別の指導計画」に沿って指導内容を設定する。指導内容は特別支援学校学習指導要領に示されている自立活動の内容を参考にする。

#### ② 授業形態

授業形態は、個別指導と、グループ指導からなる。個別指導とグループ指導を組み合わせで指導することが効果的である。

ア 個別指導…児童生徒一人に対して教師一人が指導を行う。着席行動や学習課題の集中、教科の補充指導等をする場合に行われる。

イ グループ指導…対人関係の広がり、コミュニケーション能力の拡大、身体の動きや空間認知等に関する指導が多く見られる。

#### ③ 通級による指導の授業時数

法令等に基づき、児童生徒の実態と通級指導教室の「通級の個別の指導計画」に沿って適

切に定める。通級による指導を行う目的が達成可能な時間の設定が必要である。通学時間や保護者との教育相談にかかる時間を通級による指導の時間に含めないことに留意する。

#### ④ 1 単位時間

1 単位時間に複数の指導場面を計画しても、小学校は45分、中学校では50分を1 単位時間とする。例えば国語・言語的な学習を25分行った後に、数量、認知的な学習を25分行った場合、合わせて1 単位時間の指導となる。

1 単位時間をいくつかに分けて個別指導の内容を計画したり、又は、グループ指導の時間が2 単位時間にわたって行われたりすることもある。指導内容と児童生徒の実態に応じて適切に計画する。

#### ⑤ 週の指導日課

在籍学級において特定の教科等（道徳科等）に支障が出ないようにする。他校通級の場合は、送迎時間を考慮し、児童生徒の負担にならないようにする。

### (5) 評価

#### ア 短期目標の評価方法

短期目標に基づいて、毎時間の授業の評価をする。評価項目に関する様子や、目立った様子をエピソードとして評価し、記録に残す。これらを参考に、次時の支援や指導の方向を検討する。

学期末は記録の達成度の評価等や回数をチェックし、指導報告書として簡潔にまとめる。指導報告書の内容を「通級の個別の指導計画」の短期目標の評価に加筆して、在籍校（学級）、保護者に提出する。

#### イ 長期目標の評価方法

短期目標の評価を蓄積したものを、指導報告書にまとめる。その結果を長期目標の評価とし、「通級の個別の指導計画」に加筆する。長期目標の評価結果については、年度末の在籍学級担任との面談及び保護者面談で十分な説明を行う。また、就学支援委員会に退級か継続かの判断を委ねる。

### (6) 見直し・訂正・更新

実態を把握し、目標を設定して指導に当たったが、効果が上がらない状態が続く場合がある。そのような場合は「通級の個別の指導計画」の見直しを行う。限られた期間、時間での指導であるため、できるだけ早い時期での見直しが求められる。

## 第3節 「通級の個別の指導計画」の作成に当たって留意すべき事項

### 1 実態把握

実態把握の内容やその範囲は、指導の目標に応じて明確に整理されなければならない。実態把握の主な内容としては、学習上の配慮事項や、学力、基本的な生活習慣、特別な施設、設備や教育機器の必要性、興味、関心、人や物とのかかわり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴機能、知的発達の程度、身体発育の状態、病気の有無、生育歴、自己理解に関すること、進路、家庭や地域の環境などが考えられる。

実態把握の方法としては、観察法、面接法、検査法などの直接的な方法を十分に踏まえながら、目的に即した方法を用いることが大切である。

児童生徒の実態を的確に把握するに当たって、保護者から生育歴や家庭生活の状況を聞いたり、保護者の教育に対する考えをとらえたりすることは必要不可欠である。保護者から話を聞く際には、その心情に配慮し、共感的な態度で接することが大切である。また、心理的な立場、医学的な立場からの情報を収集することも重要である。

収集した情報は、実際の指導に生かすことが前提であり、「通級の個別の指導計画」を作成するとともに、適切な管理についても十分留意する必要がある。

### 2 指導目標の設定

個々の児童生徒について、長期的及び短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げる。長期的な目標を達成するために、必要な指導内容を段階的、系統的に取り上げることが大切である。

段階的に短期の指導の目標を達成し、それが長期の指導の目標の達成につながるようにする。

### 3 指導内容の設定

具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮する。

- ・ 児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに、自己を肯定的にとらえることができるような指導内容を取り上げる。
- ・ 児童生徒が、障害による学習上の困難、生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げる。
- ・ 個々の児童生徒の発達課題に応じて、伸長することや補完することができるような指導内容を取り上げる。
- ・ 個々の児童生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容についても、計画的に取り上げる。

### 4 在籍学級との関連

「通級の個別の指導計画」の作成に当たっては、在籍学級での指導や各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関係を保ち、組織的、計画的に指導が行われるようにする。

### 5 指導方法の創意工夫

個々の児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにする。そのためには、指導の手だてとして個々の児童生徒が最も必要とする援助の方法を明確にすることが大切である。

### 6 専門の医師等との連携協力

児童生徒の障害の状態により、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導助言を求めするなどして、適切な指導ができるようにする。

## 第4節 指導と学習評価

評価は、通級による指導の担当教師だけではなく、在籍学級担任等の関係者も含めて行うことが重要である。児童生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、「通級の個別の指導計画」や具体的な指導の改善に生かすよう努める。また、評価をもとに改善点を明らかにし、「通級の個別の指導計画」の修正を図り、よりよい指導を行うことができるようにする。